

令和4年8月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガスこんろ（都市ガス用）2件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち折りたたみベッド1件、電動アシスト自転車1件） | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち光回線終端装置（ルーター付、パソコン周辺機器）1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、扇風機（充電式）1件、
エアコン（室外機）2件、照明器具1件、延長コード1件、
介護ベッド1件、照明器具（充電式）1件、
電気温風機（セラミックファンヒーター）1件） | 10件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200344	令和4年8月2日	令和4年8月8日	光回線終端装置 (ルーター付、パソコン 周辺機器)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因 するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山梨県	
A202200345	令和4年7月10日	令和4年8月8日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	施設で当該製品を充電中、当該製品が破裂する火災が発生し た。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を 調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年8月3 日
A202200346	令和4年7月6日	令和4年8月8日	扇風機(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品が破裂し、周辺を焼損する火災が 発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、 原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年8月4 日
A202200347	令和4年7月21日	令和4年8月8日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因 するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200348	令和4年7月5日	令和4年8月9日	照明器具	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し た。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を 調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年8月1 日
A202200349	令和4年7月21日	令和4年8月9日	延長コード	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品 に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202200350	令和4年7月14日	令和4年8月9日	介護ベッド	重傷1名	施設で介助者が使用者を車いすから当該製品へ移乗中、当該 製品の脚部が外れベースフレームが落下し、左足指を負傷した。 当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202200352	令和4年7月31日	令和4年8月9日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び 周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200353	令和4年1月11日	令和4年8月9日	照明器具(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を熔融する火災が発生し た。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を 調査中。	広島県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年8月9 日
A202200355	令和4年1月14日	令和4年8月9日	電気温風機(セラ ミックファンヒ ーター)	火災	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製 品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年8月4 日